

糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除等に関する条例による 固定資産税課税免除申請の手引き

市内において工場新設・増設、機械設備等の新設・増設（増強）した企業に対し、要件に該当する場合は、申請により当該設備に課される固定資産税を3年間課税免除します。

1 対象業種等

対象業種	製造業、農林水産物等販売業（※1）、旅館業、電気業、製造業に準ずる事業、情報サービス業等（※2）
設備投資時期	令和3年4月1日以降に取得等（※3）した設備投資

- ※1 「農林水産物等販売業」とは、地域内で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料等にした加工品等を含む。）を店舗において主に地域外の者に販売する事業をいう。【例：観光客向けの直売所、農家レストランなど】
- ※2 「情報サービス業等」とは、情報サービス業、有線放送業、ソフトウェア業、ポータルサイト・サービス運営業、コールセンター業、市場調査業などをいう。
- ※3 「取得等」とは、取得又は制作若しくは建設（建物及びその附属設備については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。）をいう。ただし、資本金の額が5,000万円超である法人は、新設・増設のみ

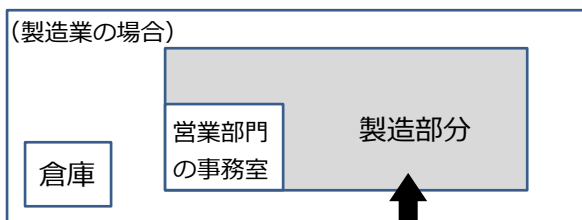
2 取得金額要件・免除率

対象業種	適用要件		免除率
	資本金額	取得金額（合計額）	
製造業、旅館業	～5,000万円	500万円以上	100%
	5,000万円～1億円	1,000万円以上	
	1億円～	2,000万円以上	
農林水産物等販売業、情報サービス業等	取得金額 500万円以上		100%
電気業、製造業に準ずる事業	資本金額	取得金額（合計額）	50%
	～5,000万円	500万円以上	
	5,000万円～1億円	1,000万円以上	
	1億円～	2,000万円以上	

3 課税免除の対象となる固定資産

建物及びその附属設備

▶事業の用に供されている部分に限ります。



土地

▶事業の用に供されている部分で、課税免除の対象となる建物の垂直投影面部分に限ります。

▶取得の日（契約日）の翌日から起算して1年以内に建物の建設着手があった場合に限ります。

償却資産

- ▶事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- ▶既存の生産設備等の取替え又は更新を行った場合においては、その新增設により生産能力又は処理能力が従前と比べ概ね 30%以上増加するものに限ります。
- ▶「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく承認地域経済牽引事業の対象施設については「構築物」に限ります。

4 課税免除の期間

課税免除は、最初に固定資産税が課されることとなる最初の年度から3年間とします。

5 手続の流れ

① 指定の申請（企業→市）

課税免除を受けようとする企業は、対象設備等の指定を市長から受けなければなりませんので、対象設備等の取得等をする日までに、対象設備等指定申請書（様式第1号）を提出してください。

② 事業開始の報告（企業→市）

①の指定を受けた企業は、事業を開始した際は、事業を開始した日から20日以内に、事業開始報告書（様式第3号）を提出してください。

③ 奨励措置の適用申請（企業→市）

①の指定を受けた企業は、対象設備等の新設又は増設に係る固定資産税が新たに課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに、奨励措置適用申請書（様式第7号）を提出してください。

※その他変更等の届出

次に掲げる事由が生じたときは、その事実が生じた日から20日以内に、所定の報告書を提出してください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 指定申請の内容に変更が生じたとき | 事業計画変更報告書（様式第4号） |
| (2) 事業を廃止・休止したとき | 事業廃止・休止報告書（様式第5号） |
| (3) 事業を再開したとき | 事業再開報告書（様式第6号） |

▶申請方法・申請書類等くわしくは市ホームページをご覧ください。

▶「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく承認地域経済牽引事業の対象施設についても、現行どおり、本奨励措置の対象となります。

6 提出先・問い合わせ先

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室

電話：025-552-1511（代表） 電子メール：kigyo@city.itoigawa.lg.jp